

防府市立保育所施設の使用に関する要綱

平成19年12月26日制定

(趣旨)

第1条 防府市立保育所の建物、土地（以下「保育所施設」という。）の目的外使用に関しては、法令、条例又は規則で別に定めるものを除き、この要綱に定めるところによる。

(使用許可の範囲及び制限)

第2条 保育所施設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可することができる。

- (1) 法令及び防府市財務規則（平成8年防府市規則第6号）第148条の規定により使用するとき。
- (2) 保護者全員が加入する組織が使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

2 前項に掲げる場合においても、保育所施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 保育実施上支障があると認めるとき。
- (2) 保育所施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 営利を目的として使用するものと認めるとき。
- (5) 保護者以外が使用するとき。
- (6) その他市長が不適當と認めるとき。

(使用時間)

第3条 保育所施設の使用時間は、保育所の通常保育時間とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用許可の手続)

第4条 保育所施設を使用しようとする者は、あらかじめ保育所施設使用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、使用しようとする保育所の所長（以下「所長」という。）を経由して市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 所長は、申請書が提出されたときは、速やかに、意見を付けて市長へ送付しなければならない。
- 3 市長は、申請書の送付を受けたときは、直ちに審査し、使用を許可するときは、保育所施設使用許可書（第2号様式）を、所長を経由して、第1項の規定により申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に交付するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、使用許可について条件を付することができる。
- 5 市長は、第3項の審査の結果、使用を許可しないときは、保育所施設使用不許可通知書（第3号様式）を、所長を経由して申請者に交付するものとする。

（使用許可の取消し等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- （1） 許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸したとき。
 - （2） 使用許可を受けていない保育所施設を使用したとき。
 - （3） 保育所施設を損傷したとき。
 - （4） 市長の指示した事項に違反したとき。
 - （5） 使用許可の条件に違反したとき。
 - （6） 使用許可後、第2条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - （7） その他緊急の事態が発生したとき。
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は制限することができる。
 - 3 前2項の規定による使用許可の取消し等により、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第6条 使用者は、保育所施設の使用を終えたときは、当該保育所施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第7条 使用者は、保育所施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

保育所施設使用許可申請書

防府市長							
次のとおり保育施設を使用したいので、防府市立保育所施設の使用に関する要綱第 4 条の規定により申請します。							
※申請者は太線内のみ記入してください。	申請年月日		年 月 日				
	※申請者	住所					
		団体名					
		代表者名					
	使用施設名		☐ 遊戯室 ☐ 園庭 ☐ その他（ ）				
	使用日時		月 日 時から 月 日 時まで				
	使用目的						
	使用責任者			使用人数	人		
	その他特記事項						
上記については、保育上及び施設管理上支障がありません。							
年 月 日							
防府市立 保育所長 印							
使用条件							
受付番号		第 号				月 日	
(備考)		合議	係	係長	課長補佐	課長	決定伺

第2号様式（第4条関係）

保育所施設使用許可書

		許可番号 第 号	
		年 月 日	
		防府市長 印	
次のとおり保育所施設の使用を許可します。ただし、防府市立保育所施設の使用に関する要綱及び遵守事項を守らない場合は、この許可を取り消します。			
申請年月日		年 月 日	
※申請者	住所		
	団体名		
	代表者名		
使用施設名		☐ 遊戯室 ☐ 園庭 ☐ その他（ ）	
使用日時		月 日 時から 月 日 時まで	
使用目的			
使用責任者		使用人数	人
その他特記事項			
遵守事項 1 使用時間を守ってください。 2 使用に当たっては、保育所の指示に従ってください。 3 防火、防災、器物の保全には、十分注意してください。 4 使用後は、掃除を行うとともに、器物は元の場所へ戻してください。 5 使用責任者は使用当日この許可書を保育所へ提示してください。 6 使用条件を守ってください。			
使用条件			

第3号様式（第4条関係）

保育所施設使用不許可通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のあった保育所施設の使用については、下記の理由により許可できません。

記

以上

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。